

GLITTER JAPAN COLLNCTION2026ファイナリスト規約

F.i.i 合同会社（以下「甲」とします。）が運営する

GLITTERJAPANCOLLNCTION2026（以下「本大会」とします。）にご参加いただくためには、下記の規約（以下「本規約」とします。）に同意いただく必要がございます。

本規約は本大会に参加される方（GLITTER JAPAN COLLNCTION2026ファイナリストのことをいい、以下「乙」とします。）の権利義務を定めた重要な規約になりますので、本大会にご参加される方は本規約を良くお読みいただき、必ず内容を理解いただいたうえで、ご同意していただきますようお願い申し上げます。

なお、画面の下部に表示される「エントリーに進む」と記載されたボタンをクリックされた方は本規約の内容に同意したものとします。

第1条 (目的)

本規約は、GLITTER JAPAN COLLNCTION2026ファイナリストの規定、規則及び乙が本大会に参加するために甲が定めた条件等を明確にしたうえ、乙が本大会に選出された際の甲乙間の関係における権利義務を定めることを目的とし、甲と乙との間の本大会への参加に関わる一切の権利関係に適用されます。

第2条 (定義)

本規約において、以下のとおり用語を定義します。

- 1 「主催団体」とは、GLITTER JAPAN COLLNCTION2026を主催する甲をいう。
- 2 「GLITTER JAPAN COLLNCTION2026」とは甲が主催・運営する大会をいう。
- 3 「ファイナリスト」とは、本規約に同意してエントリーをした自然人であって、GLITTER JAPAN COLLNCTION2026に出場する候補者として甲から選出され、甲が定めた各部門のファイナリスト登録費用の支払いが完了した者をいう。
- 4 「エリア代表」とは、甲が本大会を主催する甲指定の地域において、甲が定めた各部門のグランプリ、準グランプリを受賞した2026年の日本大会に進出する者をいう。
- 5 「スポンサー」とは、本大会に協賛していただく法人・自然人をいう。

第3条 (表明及び保証)

乙は、甲に対し、以下の点を表明し、保証する。

（１）乙がエントリーフォーム送信した時点における生年月日は、その時点における住民票記載の生年月日と同一であること

（２）乙がエントリーフォーム送信した時点における居住地は、その時点における住民票記載の居住地と同一であること

(3) 乙がエントリーフォーム送信した時点における乙の電話番号に偽りが無いこと

第4条 (ファイナリスト登録費用)

1 乙は、本大会への参加にあたり、甲が次のとおりに定める各部門ごとに発生するファイナリスト登録費用(税込)を甲に対して支払わなければならない。

(1) キッズ部門 79,000 円

(2) 女性部門 88,000 円

(3) 男性部門 79,000 円

(4) ペア部門 100,000円

2 乙は前項に定める自己がエントリーする部門のファイナリスト登録費用を、本規約に同意をした日から14日以内に甲の別途指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。

第5条 (乙の義務)

乙は、本規約に同意し、エントリーをした日からファイナリストとして以下の義務を負う。

(1) 乙は、本大会に出場し、最善を尽くさなければならない。エリア代表に選ばれた場合には、GLITTER JAPAN COLLECTION2026日本大会に出場し、最善を尽くさなければならない。

(2) 乙は本大会に出場したとしても、甲以外の自然人、法人が開催する大会と兼任することも可能である。

(3) エリア代表が GLITTER JAPAN COLLECTION2026日本大会に出場できなくなった場合は、甲がその裁量においてファイナリストの中からエリア代表を選出することとする。乙が甲から選出されエリア代表の地位となった場合、GLITTER JAPAN COLLECTION2026日本大会の本規約に関連して発生する任務及び義務を引き継いで行わなければならない。

(4) 乙は、エリア代表に選ばれた場合(エリア代表に昇格した場合も含む。)は、その任務と重複し、あるいは妨げになるような契約を第三者と締結してはならない。また、乙は、有償・無償を問わず、本大会に関連する一切の賞品や賞金を第三者へ譲渡してはならない。

(5) 乙は、エリア代表に選ばれた場合には、甲の指示に従い、全面的に協力しなければならない。また、乙は、ファイナリスト選出のためのプロモーション活動・スタッフとのミーティング・イベント参加・リハーサル・パブリシティおよびマーケティング活動にも時間を厳守し、全面的に協力しなければならない。

(6) 乙は、本大会の準備及び関連する事柄に関して何らかの問題が生じたとき

は、直ちに甲に報告し、相談しなければならない。

(7) 乙は、本大会終了後も、甲が申し出た場合には、甲の指示の下、本大会に関するモデル活動や PR 活動を協力しなければならない。

(8) 乙は、本規約の存続期間中、甲が指定した全てのスポンサー・メディアパートナーおよびその他の第三者の物品または役務に関連した広告やプロモーションのサポートを行い、また、その関係者や企業のサポートのため、以下の役務（下記ア及びイ）を提供しなければならない。

ア プロモーション活動への参加・ファッションショーへの出演・サイン対応・ファッションショーにおける一般参加者・顧客及びスポンサー・メディアパートナー企業従業員との交流・アパレルモデルまたはエリア代表としての出演・テレビ・ラジオ・インターネットおよび新聞等マスメディア向けに行われる、劇場・クラブ・デパート・レストラン・オフィス等におけるトークショーやインタビュー。

甲によってスケジュールされたファイナリストとしての活動全般。

(9) 乙は、甲が本大会に関し、その広告における商品の推奨および商品の販売、広告関連および商業目的での名前・写真・タイトル・声・肖像を独占的に使用することを了承する。

(10) 乙は、甲からイベントに関連する事前連絡があった場合、甲がスケジュールしたイベント時間定刻までに到着して、積極的に参加し、またイベント終了まで責任を持って任務を果たさなければならない。

(11) 乙は、ファイナリストとして本規約の存続期間終了後、第三者とマネジメント契約を結ぶなど、芸能活動を続ける場合は、甲と協議しなければならない。

(12) 乙は、本大会に関するプロモーション活動・スタッフとのミーティング・イベント参加・リハーサル・パブリシティーおよびマーケティング活動に出来る限り協力しなければならない。

第6条 (確認事項)

乙は、本大会出場に関して以下の事項を確認し、同意する。

1 甲が乙の個人情報を選考者およびスポンサー・メディアパートナーに開示すること

2 本大会終了後に甲から乙の応募データおよび写真が返却されないこと

3 主催団体・甲・スポンサーおよびその他甲が任意指定する第三者は、本大会に関する宣伝・販売促進または広告を目的とする全てにおいて、乙に対して告知・承諾なく、無償で本規約に基づいて撮影・録音・記録され、また乙が提供した、乙の写真・肖像・ビデオ・録音映像・プロフィール・声・執筆文章・サインおよび名前を永久的かつ独占的に使用する権利があること

4 乙には、本大会または主催団体、もしくは甲に代わって借財する権利は与え

られていないこと。主催団体・甲・スポンサー・メディアパートナーおよびその他甲が任意指定する第三者に対し、独占的に本大会のプロモーション活動・スタッフとのミーティング・イベント参加・リハーサル・パブリシティーおよびマーケティング活動に参加し、出来る限り協力すること。

5 乙は、前項以外の活動によって、主催団体・甲・スポンサー・メディアパートナーおよびその他甲が任意指定する第三者に対して不利益をもたらしたと甲が判断した場合には、甲が乙の本大会への参加資格を喪失すること。

6 本規約は、乙を甲または第三者の従業員として認めるものではないこと。また本規約は、乙を甲または第三者の従業員として昇格させるものではなく、甲には、乙または第三者の従業員としての権利や特典もないこと。

7 乙は、本規約内の全ての義務を果たすために必要な書類を作成すること。

第7条 (権利の帰属および対価)

1. 本大会の準備期間(乙がエントリーした日から、本大会までの日をいう。)に撮影・録音・記録され、または乙が提供した、乙の写真・肖像・ビデオ・録音映像・プロフィール・声・執筆文章・サインおよび名前などの使用権利(著作権(著作権法第27条及び28条を含む。)、商標権、意匠権、パブリシティー権および所有権)は、日本を含む全世界において、当該権利の存続期間中、本規約修了後も、全て甲に独占的に帰属する。

2. 甲の申し出によりモデル活動等を行った場合、当該活動により撮影・録音・記憶され、または乙が提供した、乙の写真・肖像・ビデオ・録音映像・プロフィール・声・執筆文章・サインおよび名前などの使用権利(著作権、商標権、意匠権、パブリシティー権および所有権)は、日本を含む全世界において、当該権利の存続期間中、本規約修了後も、全て甲に独占的に帰属する。

3. 乙は、甲が本条により乙より取得する権利の一部または全部を主催団体に譲渡し他は共有することに合意する。

4. 乙は、主催団体と契約を締結する必要がある場合は誠実に交渉する義務を負う。

第8条 (資格喪失)

1. 乙は、甲が、下記の(1)ないし(4)に記述されている理由に基づき、乙の本大会への出場資格およびその喪失に関する判断について決定することを承認し、その決定に従うことに同意する。本大会終了後に、下記の(1)ないし(4)に記述されている事実が発覚した場合において、事後的にファイナリスト資格を喪失させる判断についても同様とする。

(1)本規約に違反又はそのおそれが生じた場合。

(2)エリア代表のタイトルや、主催団体・甲・スポンサーに、不利益をもたらしたと甲が判断した場合。

(3)乙がエリア大会のファイナリストに選ばれてから本大会までの間に、本大会の出場資格を喪失し、または自ら出場を辞退する場合。

(4)乙がエリア代表に選ばれ、本大会終了までの間に、エリア代表としての権利・地位を喪失し、または自ら返上した場合。

2. 前項(1)に該当する場合、乙は、直ちに甲に書面にて違反事項を伝えなければならない。

3. 本条第1項により、乙が、本大会の出場資格を喪失した場合、乙は、主催団体・甲・スポンサーから、同イベントのファイナリストとして約束された利益を享受する権利を失う。

4. 前項に該当する場合、乙は、本大会のファイナリスト・エリア代表として主催団体・甲・スポンサーおよびメディアパートナーから与えられた全ての現金や物品を返却し、返却できない物品の代金および享受したサービスの対価を乙の費用負担により精算する義務を負う。

第9条 (大会における義務)

乙は、本大会に関して以下の義務を負う。

1. 乙は、公平な審査の下に行われるエリア代表のタイトルを獲得するために競い、審査員の判断に従うこと。

第10条 (大会協力義務)

1. 乙は、エリア代表に選出されるか否かにかかわらず、エリア代表のタイトルを競い合う大会の候補者として、大会に協力し本規約に記載された義務を全うしなければならない。

2. 乙は、本大会の準備および参加に関する甲から指定された一切の活動は無償で行うことを承諾する。

第11条 (任期)

エリア代表の任期は、GLITTER JAPAN COLLECTION2026 大会でのエリア代表選出から1年間とする。

第12条 (代表の追加条件)

乙は、エリア代表に選ばれた場合、以下の追加条件を承諾する。

1. 乙は、エリア代表の任期中(オブションイヤーが指定された場合は、その年も含む。以下、同様とする。)、他の同様のコンテストに参加する場合は甲に報告すること。

2. 乙は、任期中、品位を持って行動すること。
3. 乙は、エリア代表に選ばれた場合、その任期中、本規約以外の、また、主催団体の許可なくして、他の会社に対して、役務の提供・商品の推奨および販売・プロモーション・出演を行わず、それらに対し名前、肖像、音声の使用を許可しないこと。

第13条 (欠員)

乙は、エリア代表が空席となり、エリア代表に昇格することになった場合は、エリア代表として本規約内に記述されている任務を全て果たすこととする。また、乙は、乙のエリア代表承継前にエリア代表に対し甲が既に支払済のものを除いて、エリア代表としての利益を享受する。

第14条 (損害賠償請求権の放棄)

乙は、甲・スポンサーすべての関連企業・ディレクター・役員・エージェント・使用人・従業員から、本大会に関わる任務・義務・準備に関して、乙自身・乙の所有物・キャリアまたは名誉に損害が与えられた場合、その損害賠償請求権を放棄する。

第15条 (契約上の地位の移転)

1. 乙は、本規約内の乙の権利や義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡または担保に供してはならない。但し、甲から指示がある場合、その限りではない。
2. 甲は、乙の同意なくして、本規約内の乙の権利や義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡または担保に供することができる。

第16条 (契約期間等)

1. 本規約の有効期間は契約締結日からGLITTER JAPAN COLLECTION2026当日までとする。
2. 本規約の有効期限経過後、乙が、GLITTER JAPAN COLLECTION2026のファイナリストに選出された事実および甲から乙に与えられた称号(▲ ▲ 代表、ファイナリスト等を含みこれに限定されない。)を芸能活動において使用する場合は、事前に甲に報告するしなければならない。
3. 乙は本規約に基づく法的地位をいつでも終了することができるものとする。ただし、この場合において、乙は甲に対して既に支払った第4条に基づくファイナリスト登録費用について返還を求めることができないものとする。
4. 前項本文の場合において、甲及び乙は、乙の第4条に基づくファイナリスト登録費用の支払義務は免除されるものではないことを相互に確認し、乙は甲に対

して未払いの当該ファイナリスト登録費用をただちに支払わなければならない。

第17条 (秘密保持)

甲及び乙は、本規約期間中または期間満了後を問わず、本規約に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。なお、本規約が解除された場合においても、同様とする。

第18条 (個人情報の保護)

甲は、乙に係わる個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令およびガイドラインを遵守し、乙の個人情報を正確かつ安全に取り扱うものとする。なお、本規約が期間満了した場合もしくは解除された場合においても、同様とする。

第19条 (解除)

乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の手続きを要することなく、直ちに本規約を解除することができる。

1. 連絡を取ることが連続して10日以上できなくなったとき
2. 本規約の各条項に違反した場合において、30日間の期間を定めて催告したにもかかわらず、同期間内で違反状態が是正されないとき。
3. 故意又は重大な過失により本規約の各条項に違反した場合。
4. 背信行為があったとき。
5. その他本規約を継続しがたい大な事由が発生したとき。

第20条 (損害賠償責任)

- 1 乙は、本規約に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害の一切(弁護士費用およびその他の実費を含む)を賠償しなければならない。
- 2 甲が乙に対する損害賠償債務の上限は、金30万とする。

第21条 (準拠法・管轄)

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関する一切の訴訟等は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条 (完全合意)

本規約は、締結日現在における甲乙間の合意を規定したものであり、本規約合意前に甲乙間でなされた協議内容、合意事項、または一方当事者から提供された申し入れ等は、本規約に関し効力を失う。

第23条 (分離・独立性)

本規約のいかなる条項も相当なる管轄をもった裁判所によって無効と判断された場合は、その無効な条項は本規約から除かれたものとみなされ、その他は完全な効力をもちつづけるものとする。

第24条 (残存条項)

本規約が終了した後も、第3条、第5条ないし第12条、第14条ないし18条、第20条、第21条、第23条、第24条の法的効力は有効に存続するものとする。

第25条 (その他)

本規約に定めのない事項、また本規約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙は協議によって決定にしなければならない。

※ 未成年の方は親権者の方の同意の元、エントリーへ進んでください

※ 本規約に同意をして、エントリーをした場合、本規約に基づき当社が定める本大会へのファイナリスト登録費用が発生することになりますので、ご理解のうえに進んでください。なお、エントリーした後で、途中で大会への参加を棄権したとしても、未払いのファイナリスト登録費用の支払義務は当社に対して発生し、免除は一切されませんので、ご注意ください（詳細は第16条第3項及び第4項に記載がありますので、同意をする前にこちらの内容をよくお読みください。）

改定 2025年8月24日